



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (川越比企振興) 一
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (北部振興) 二
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (北部振興本庄事務所) 二
- 旅費システムに係る代行入力等業務委託に関する入札公告 (総務事務センター) 二
- 平成二十年四月から六月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況 (入札執行課) 四
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (NPO活動推進課) 五
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 ( ) 五
- クリーニング業法第八条の二第一項の規定に基づくクリーニン

- の規定に基づく業務従事者の講習の指定 (生活衛生課) 五
- 上里西部土地改良区の役員退任届 (本庄農林) 六
- 肥料の登録に関する告示 (農総研水田農業研究所) 六
- 肥料の登録の有効期間の更新に関する告示 ( ) 七
- 保安林の指定の解除予定 (森づくり課) 八
- 鴻巣市三ツ木土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (市街地整備課) 九
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 九

- 職員情報総合管理システム(基本設計等)開発業務落札公示 (会計課) 九
- パーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料収納事務委託に係る告示 (交通規制課) 一〇
- 計量器の定期検査(告示) (計量検定所) 一〇
- 開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土) 一一
- (東松山県土) 一二
- ( ) 一三
- ( ) 一三
- ( ) 一三
- ( ) 一三
- ( ) 一三
- (秩父県土) 一三

告示

- 開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土) 一四
  - ( ) 一四
  - ( ) 一四
  - ( ) 一四
  - 埼玉県立病院料金の収納事務委託 (経営管理課) 一五
  - 埼玉県市町村職員共済組合決算の公告 (市町村課) 一五
  - 建築基準法第九十四条第三項の規定に基づく公開口頭審査の開催 (建築指導課) 一七
  - 埼玉県告示第八百七十六号中訂正 (社会福祉課) 一七
  - 埼玉県告示第八百七十九号中訂正 ( ) 一七
- 書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法 (埼玉県NPO情報ステーション (http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。
- 平成二十年七月十一日  
埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日  
平成二十年六月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人高齢社会をよくする会 in 川越

三 代表者の氏名  
須賀 博

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市旭町一丁目二番地四十

五

六

定款に記載された目的  
この法人は、心身ともに豊かな高齢社会を実現するために、国や埼玉県、川越市の高齢者施策を多方面から調査・研究し、共通の目的をもつ個人・団体に対して情報提供や交流の場、雇用機会を提供することを通して、誰もが直面する高齢期を物心ともに豊かに過ごせる社会を実現することを目的とする。

埼玉県告示第九百二十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を

申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月十一日  
埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日  
平成二十年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 茜雲

三 代表者の氏名  
中島 照久

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県深谷市常磐町七十五番地四

五 定款に記載された目的  
この法人は、「みんなが家族」という理念から、地域のつながりと福祉を旨とし、深谷の地域で全ての人が集える場づくりと各種の行事、生活支援を行い、生きがいのある地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百二十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月十一日  
埼玉県知事 上田 清司

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人MAGOKORO

三 代表者の氏名  
奥村 吉広

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県本庄市小島南一丁目七番六号

五 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対し、福祉及び社会教育に関するサービスを行うことにより、誰もが健やかで心豊かな生活を行える社会を創造することで、福祉の増進及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。

一 申請のあった年月日  
平成二十年七月一日

二 特定非営利活動法人の名称  
埼玉県知事 上田 清司

三 代表者の氏名  
中島 照久

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県深谷市常磐町七十五番地四

五 定款に記載された目的  
この法人は、「みんなが家族」という理念から、地域のつながりと福祉を旨とし、深谷の地域で全ての人が集える場づくりと各種の行事、生活支援を行い、生きがいのある地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年七月十一日  
埼玉県知事 上田 清司

一 調達内容  
(1) 購入等件名及び数量  
旅費システムに係る代行入力等業務委託 一式  
(2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。  
(3) 履行期間  
平成20年9月1日(月)から平成21年9月30日(水)まで。ただし、平成21年度において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

- (4) 履行場所  
埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所
- (5) 入札方法  
本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- (6) 国又は地方公共団体での類似業務の受注実績があること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札説明書及び仕様書の入手方法  
ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合  
入手手順は、下記のとおり。  
イ 埼玉県ホームページを開く。  
ロ 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。  
ハ 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入口」を選択する。  
ニ 「入札情報公開システム」を選択する。
- (2) 調達機関名は「埼玉県」を選択する。  
イ 場所  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 埼玉県職員会館2階202号室  
ロ 日時  
平成20年7月23日(水)午後1時30分
- (3) 入札書受付期間  
ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年8月21日(木)午前10時まで  
イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年8月20日(水)午後5時まで(必着)  
イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年8月20日(水)午後5時まで(必着)  
イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年8月20日(水)午後5時まで(必着)
- (4) 入札書の提出場所等  
ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合  
入手手順は、下記のとおり。  
イ 埼玉県ホームページを開く。  
ロ 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。  
ハ 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入口」を選択する。  
ニ 「入札情報公開システム」を選択する。
- (5) 開札の場所及び日時  
埼玉県総務部総務事務センター 平成20年8月21日(木)午前11時  
なお、開札への立会いは、不要とする。
- 4 その他  
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成20年8月7日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(2)の提出場所まで郵送又は持参により提出する。

なお、郵送による場合には書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

無

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（電話048-830-5775（直通） 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号）に平成20年7月22日（火）までに提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required

Subcontracting of substitute input for the travel expense system.

(2) Deadline for Submissions

By the electronic bidding system : 10 : 00 a.m., August 21, 2008

By registered mail or in person : 5 : 00 p.m., August 20, 2008

(3) Contact Information

Travel Expense Group, Computerized Administrative Center Saitama

Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken

330-9301 Ph. 048-830-2385



埼玉県知事 第7443号

平成二十年四月から六月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十年七月十一日

埼玉県知事 上田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし



埼玉県告示第九百三十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年七月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人バイオフィール  
ド医学研究会

三 代表者の氏名

田中 凡巳

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市北区奈良町九八番  
地七

五 定款に記載された目的

この法人は、心身のバイオフィール

ド(生命エネルギー場)における医学的研究のために、サイマティクス、フラワーエッセンス等バイオフィールド療法に係る調査・研究、及び啓蒙・普及、並びにセラピスト養成・教育を行い、人々の心身の健康に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百三十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を

申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年六月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人環境ネットワーク

ク埼玉

三 代表者の氏名

上田 隆一

四 主たる事務所の所在地

さいたま市大宮区桜木町一丁目七番

地五

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県内の県民、事業者、行政機関と連携して、地球温暖化防止などの環境保全活動を推進することにより、将来にわたり持続可能な循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百三十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を

申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さいたまスポーツクラブ

三 代表者の氏名

本多 均

四 主たる事務所の所在地

さいたま市見沼区大和田町二丁目一  
三二二番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県さいたま市内の各所で、地域住民に対し、気軽に複数のスポーツを継続的に楽しめる場を提供すると共に、指導者の育成をして、個々のニーズに応じた的確な指導ができる体制を整え、プロスポーツ選手と交流する機会を設け、各種文化サークルを創設運営する等の事業を行い、地域住民のスポーツへの生涯参加と、スポーツだけでなく、文化的な面からも青少年の健全な育成を図り、地域コミュニティの活性化等の公益に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百三十四号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

平成二十年七月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

財団法人全国生活衛生営業指導セン

ター

二 クリーニング師の研修の日程及び会

場

イ 平成二十年十月五日

さいたま市西区西遊馬千二百七十

番地一

埼玉県クリーニング会館

ロ 平成二十年十月二十六日

熊谷市拾六間百十一番地一

熊谷文化創造館さくらめいと

三 業務従事者の講習の日程及び会場

イ 平成二十年九月十七日

さいたま市西区西遊馬千二百七十

番地一

埼玉県クリーニング会館

ロ 平成二十年十月一日

さいたま市浦和区高砂三丁目十二

番二十四号

埼玉教育会館

四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料

ロ 業務従事者の講習の受講料

五千元

四千五百円

埼玉県告示第九百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、

上里西部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年七月十一日

職名 氏名 住所

理事 齊藤 静男 児玉郡上里町大字藤木戸一八八

埼玉県知事 上田清司

平成二十年七月十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九百三十六号  
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、平成二十年四月十四日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

登録番号 埼玉県第 六六八号	肥料の種類 混合有機質肥料	肥料の名称 サナーグロス	保証成分量(%) その他の規格 窒素全量 一・八 りん酸全量 五・五 加里全量 三・三 含有を許される有害成分の最大 量は公定規格のとおり	生産業者の氏名又は名称及び住所 株式会社サナ 埼玉県所沢市東所沢和田二丁目41番地の6
----------------------	------------------	-----------------	---	---

埼玉県告示第九百三十七号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、平成二十年四月二十八日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告す

る。

平成二十年七月十一日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
埼玉県第 六六九号	消石灰	ネオシヨット	アルカリ分 七五・〇	菱光石灰工業株式会社 東京都千代田区神田富山町10番地2
埼玉県第 六七〇号	消石灰	ネオシヨットRX	アルカリ分 七八・〇	菱光石灰工業株式会社 東京都千代田区神田富山町10番地2

埼玉県告示第九百三十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成二十年四月二十二日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第

一項の規定により公告する。  
平成二十年七月十一日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 六二二号	乾燥菌体肥料	6・2千成乾燥菌体肥料	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	平成二十三年四月二十四日	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿753番地の1

埼玉県告示第九百三十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成二十年五月十六日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一

項の規定により公告する。  
平成二十年七月十一日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 六六一号	副産植物質肥料	副産植物質肥料9・5号	窒素全量 九・五	平成二十六年五月二十二日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

埼玉県第 六六二号	副産植物質肥料	副産植物質肥料10号	窒素全量 一〇・〇	平成二十六年五月二十二日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
--------------	---------	------------	--------------	--------------	------------------------------

埼玉県告示第九百四十号  
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成二十年六月十八日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。  
平成二十年七月十一日  
埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 六三九号	副産動物質肥料	副産動物質肥料10号	窒素全量 一〇・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	平成二十三年六月二十八日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
埼玉県第 五四一号	蒸製皮革粉	10・0蒸製皮革粉	窒素全量 一〇・〇	平成二十六年七月十六日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
埼玉県第 五四二号	蒸製皮革粉	11・0蒸製皮革粉	窒素全量 一一・〇	平成二十六年七月十六日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
埼玉県第 五四三号	蒸製皮革粉	12・0蒸製皮革粉	窒素全量 一二・〇	平成二十六年七月十六日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

埼玉県告示第九百四十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。  
平成二十年七月十一日  
埼玉県知事 上田清司

比企郡嵐山町大字鎌形字亀ノ原三千

百二十六の七、三千百二十六の八  
保安林として指定された目的  
耕地の防風  
解除の理由  
指定理由の消滅

埼玉県告示第九百四十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。  
平成二十年七月十一日  
埼玉県知事 上田清司

比企郡嵐山町大字鎌形字亀ノ原三千

百二十六の九  
保安林として指定された目的  
耕地の防風  
解除の理由  
道路用地とするため

一 解除に係る保安林の所在場所

一 解除に係る保安林の所在場所



埼玉県告示第九百四十三号  
 土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第二十九条第一項の規定により、  
 鴻巣市三ツ木土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次の  
 とおり公告する。

平成二十年七月十一日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

氏名	住所
篠崎初夫	鴻巣市三ツ木二七番地の一
岡村誠司	同 一八七番地
野口好一	赤見台一丁目一番三号
篠崎裕雄	三ツ木二〇番地
福島敏男	中井九三番地
福島美枝子	同 二二番地
篠崎善吉	三ツ木二二番地
柴崎乃行	同 四二二番地六
根本進	中井一四二番地三
三ツ木正嘉	三ツ木二二番地
長嶋元種	中井一三二番地二
星野輝明	同 一六六番地一
三瓶清晴	三ツ木一七七番地八
永田成久	同 四三四番地の三
三ツ木忠造	同 五〇七番地の一

就任した理事の氏名及び住所

氏名	住所
篠崎初夫	鴻巣市三ツ木二七番地の一
岡村誠司	同 一八七番地
野口好一	赤見台一丁目一番三号
篠崎裕雄	三ツ木二〇番地
福島敏男	中井九三番地

福島美枝子	鴻巣市中井二二番地
篠崎善吉	同 三ツ木二二番地
柴崎乃行	同 四二二番地六
根本進	中井一四二番地三
三ツ木正嘉	三ツ木二二番地
長嶋元種	中井一三二番地二
星野輝明	同 一六六番地一
岡田昭夫	三ツ木四四三番地三
小林實	中井三三番地
日馬司	同 一二九番地一

埼玉県告示第九百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年七月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年六月二十四日

指令杉整第一九〇二二〇一号

二 検査済証番号

平成二十年七月三日第二十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字小右衛門字道上

一五九一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡栗橋町大字小右衛門一五八九一三

九一三

福田 光江

埼玉県告示第九百四十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年七月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 購入等件名及び数量

職員情報総合管理システム(基本設計等) 開発業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課

調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区

高砂3丁目15番1号

三 落札者を決定した日

平成20年5月28日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社フジミック 東京都品川区

株式会社フジミック 東京都品川区

東品川3丁目32番42号

5 落札金額

88,200,000円

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成20年3月25日

埼玉県告示第九百四十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四十九条第一項の規定に基づき埼玉県公安委員会が設置しているパ...

埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十年七月十一日

埼玉県計量検定所長 天坂知司

一 検査対象となる特定計量器

質量計(ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり)

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期日	時間	場所
狭山市	平成二十年八月二十五日及び同月二十六日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	農村環境改善センター駐車場

キング・メーター及びパーキング・チケット発給設備によるパーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務を平成二十年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間、次に掲げる者に委託した。

平成二十年七月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 住所

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目

二番十五号埼玉県交通会館内

二 名称及び代表者の氏名

財団法人埼玉県交通安全協会

会長 新井賢一

秩父市

平成二十年八月二十七日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	智光山公園正面駐車場(旧勤労者体育センター前)
平成二十年八月二十八日及び同月二十九日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	狭山市市民会館駐車場
平成二十年九月三日	午前十時から正午まで	いきがいセンター
平成二十年九月四日	午後一時から三時まで	勤労者福祉センター
平成二十年九月五日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	秩父市役所吉田総合支所
平成二十年九月八日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	福祉女性会館
平成二十年九月九日	午前十時から正午まで	秩父市役所荒川総合支所
平成二十年九月十日	午後一時から三時まで	影森公民館
平成二十年九月十一日	午前十時から正午まで	久那公民館
平成二十年九月十二日	午後一時から三時まで	原谷公民館
平成二十年九月十三日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	高篠公民館
平成二十年九月十四日	午前十時から正午まで	大滝総合振興会館
平成二十年九月十五日	午前十時から正午まで	尾田時公民館
平成二十年九月十六日	午後一時から三時まで	大田公民館

横瀬町	平成二十年九月十六日	午前十時から正午まで	横瀬町役場駐車場
皆野町	平成二十年九月十七日	午前十時から正午まで	横瀬町活性化センター 駐車場
	平成二十年九月十八日	午後一時から三時まで	(旧)ちちぶ農協三沢支所 老人福祉センター長生荘
	平成二十年九月十九日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	皆野町役場
長瀨町	平成二十年九月二十四日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	長瀨町役場
小鹿野町	平成二十年九月二十五日	午前十時から正午まで	小鹿野町役場両神庁舎
	平成二十年九月二十六日	午後一時から三時まで	長若自然休養村管理センター
		午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	西秩父総合センター
狭山市	平成二十年十月一日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	西秩父総合センター
和光市	平成二十年十月二日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	狭山市市民会館駐車場
		午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	和光市役所駐車場
ふじみ野市	平成二十年十月十五日及び同月十六日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	ふじみ野市役所

朝霞市	平成二十年十月二十九日及び同月三十日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	朝霞市役所
新座市	平成二十年十一月四日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	新座市立大和田公民館
	平成二十年十一月五日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	新座市立福祉の里
	平成二十年十一月六日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	新座市立栗原公民館
志木市	平成二十年十一月十日及び同月十一日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	志木市役所
秩父市	平成二十年十一月十二日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	福祉女性会館
横瀬町	平成二十年十一月十三日及び同月十四日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	福祉女性会館
皆野町		午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	福祉女性会館
長瀨町		午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	福祉女性会館
小鹿野町		午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	福祉女性会館
富士見市	平成二十年十一月十三日及び同月十四日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	富士見市役所
ふじみ野市	平成二十年十二月十二日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	富士見市役所
朝霞市		午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	富士見市役所
新座市		午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	富士見市役所
和光市		午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	富士見市役所
志木市		午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	富士見市役所

埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成二十年七月十一日

埼玉県計量検定所長 天坂知司

一 検査対象となる特定計量器  
質量計(電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり)

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
狭山市	平成二十年八月二十五日から十一月二十一日まで(日曜日、土曜日及び休日(埼玉県の休日を定める条例(平成元年埼玉県条例第三号)第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。以下同じ。))を除く。	計量器の所在場所
秩父市	平成二十年九月三日から十二月二日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
横瀬町	平成二十年九月十六日から十二月十五日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
皆野町	平成二十年九月十六日から十二月十五日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
長瀬町	平成二十年九月十九日から十二月十八日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
小鹿野町	平成二十年九月二十四日から十二月二十二日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
和光市	平成二十年十月一日から十二月二十六日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同

ふじみ野市 平成二十年十月十五日から平成二十一年一月十四日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

朝霞市 平成二十年十月二十九日から平成二十一年一月二十八日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

新座市 平成二十年十一月四日から平成二十一年二月三日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

志木市 平成二十年十一月十日から平成二十一年二月九日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

富士見市 平成二十年十一月十三日から平成二十一年二月十二日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

同

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年七月十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成二十年一月二十一日

指令飯整第一九〇〇四六〇号

二 検査済証番号

平成二〇〇七年七月七日

飯整第二〇〇〇〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字滝ノ入字住吉八

七七番一、八七九番、八八〇番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市につさい花みず木四丁目一五

番一七 國分 重男

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年七月十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年七月一日

第二〇〇〇一〇一〇号



二 検査済証番号

平成二十年七月三日

第二〇〇〇二七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字飯島新田字堤根六八五―六、六八五―七、六八六―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市西区大字佐知川九一〇―二  
二 パストラルハイム・ユ―B二〇三  
江中 勇

第二〇〇〇三三三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字古名字西谷町九七―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字古名九七  
島崎 かおり

―二、八五一―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川越市大字山田二三九―四(メゾンオオセド二号室)  
利根川 健一

比企郡吉見町大字地頭方三四五

鈴木 與司雄

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
平成二十年七月十一日  
埼玉県東松山県土整備事務所長  
亀井清司

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
平成二十年七月十一日  
埼玉県東松山県土整備事務所長  
亀井清司

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
平成二十年七月十一日  
埼玉県東松山県土整備事務所長  
亀井清司

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
平成二十年七月十一日  
埼玉県東松山県土整備事務所長  
亀井清司

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一百号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
平成二十年七月十一日  
埼玉県東松山県土整備事務所長  
亀井清司

一 許可番号

平成二十年六月十三日

第二〇〇〇三一〇号

二 検査済証番号

平成二十年七月四日

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年七月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

一 許可番号

平成二十年四月七日

第一九〇一六四〇号

二 検査済証番号

平成二十年七月七日

第二〇〇〇三二二二号

平成二十年七月十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 長瀨玉淀自然公園線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			秩父郡皆野町大字三沢字広町二〇二七番二地先から同郡同町大字三沢字広町二〇九五番一〇地先まで		三・八〇、 七・五〇	二二二・〇〇	地方特定道路(改築)整備工事
					一一・五〇、 一七・〇〇		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年七月十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年五月二十六日

指令杉整第一七〇四三二二号

二 検査済証番号

平成二十年七月三日

杉整第四九一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字臺字南三三二―

一、三三二―一、三三三―三、―四、

三三四―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡菖蒲町大字臺三三二―一

株式会社 カクユウ

代表取締役 悦内 孝志

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年七月十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年六月二十四日

指令杉整第二〇〇〇一六一号

二 検査済証番号

平成二十年七月三日

杉整第四九八―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字河原代字上分七

二―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡栗橋町大字河原代七二―二

酒本 茂夫

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年七月十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年六月十二日

指令杉整第二〇〇〇一五一号

二 検査済証番号

平成二十年七月三日

杉整第五〇一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字三箇字北谷三二

五八―二、―五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市浦和区元町二丁目二八―

二〇―二〇三

小峯 将之

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年七月十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年六月九日

指令杉整第一九〇二五七一号

二 検査済証番号

平成二十年七月四日

杉整第五〇四―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字並塚一四三七―

二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日部市粕壁東四丁目一六番八号

春日部市粕壁東四丁目一六番八号

メゾンドロリーエⅡ一〇一号 ー 山口 浩・山口 とし子

埼玉県病院事業告示第十七号

地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十六条の四第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の料金の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成二十年七月十一日

埼玉県病院事業管理者 伊能 睿

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立循環器・呼吸器病センター	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 森 嶼	平成二十年七月一日から平成二十四年九月三十日まで
埼玉県立がんセンター		
埼玉県立小児医療センター		
埼玉県立精神医療センター		

雑報

埼玉県市町村職員共済組合公告

埼玉県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成十九年度決算の要旨を公告する。

平成二十年七月十一日

埼玉県市町村職員共済組合 理事長 岡村 幸四郎

## 損益計算書の要旨

(単位:千円)

	経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	宿泊	貯金	貸付	物資	財形
							アルペンローゼ	会館				
収 入	負担金	13,880,518	45,616,702		466,094	783,178						
	掛金	14,326,009	27,885,026			782,937						
	施設収入・商品売上						320,297	65,622				
	利息及び配当金	23,529		1,670,632	1,099	7,153	10,354	1,097	7,348,878			
	その他収入	1,438,033			260,888	111,521	1,566	115,224	26,565	1,359,602	105,409	1,340
	他経理から繰入金				85,305		121,150	1,150				
	前年度支払準備金	2,444,470										
計	32,112,559	73,501,728	1,670,632	813,386	1,684,789	453,367	183,093	7,375,443	1,359,602	105,409	1,340	
支 出	給付	15,755,887										
	役員給与				240,744	46,972	46,576	25,522	62,454	58,349	500	
	旅費・事務費				62,495	6,742	4,364	676	3,865	2,556		
	商品仕入						11,609	1,245				
	飲食材料費						68,847					
	委託費				93,489	39,623	84,573	37,862	64,834	21,602	3,600	
	支払利息			1,670,632					7,010,710	1,133,454	86,804	1,237
	連合会払込金	521,988								150,032		
	負担金払込金		45,616,702									
	掛金払込金		27,885,026									
	老人保健拠出金	4,253,213										
	退職者給付拠出金	5,564,009										
	他経理へ繰入金	85,305				122,300						
その他支出	4,101,141			408,892	1,882,574	236,642	114,969	21,938	50,056	13,937	103	
次年度支払準備金	2,476,837											
計	32,758,380	73,501,728	1,672,632	805,620	2,098,211	452,611	180,274	7,163,801	1,416,049	104,841	1,340	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 645,821				7,766	△ 413,422	756	2,819	211,642	△ 56,447	568	

## 貸借対照表の要旨

資産	流動資産	5,474,423	4,023,780	37,117,261	543,601	1,538,557	1,660,392	545,236	49,920,113	1,184,097	15,403	2
	固定資産			78,746,420	35,826	13,896	2,523,813	1,111,797	336,585,942	54,442,075	4,080,972	67,761
資産合計		5,474,423	4,023,780	115,863,681	579,427	1,552,453	4,184,205	1,657,033	386,506,055	55,626,172	4,096,375	67,763
負債	流動負債	325,386	4,023,780		13,883	622,007	15,816	6,427	365,321,052	7,757	1,474	2
	固定負債	2,476,837		115,863,681	259,828	68,428	588,411	444,340	63,240	53,005,087	4,021,793	67,761
	負債合計	2,802,223	4,023,780	115,863,681	273,711	690,435	604,227	450,767	365,384,292	53,012,844	4,023,267	67,763
資本	資本剰余金				468	981	3,388,376	988,151				
	積立金											
	利益剰余金	2,672,200			305,248	861,037	191,602	218,115	21,121,763	2,613,328	73,108	
資本合計		2,672,200	0	0	305,716	862,018	3,579,978	1,206,266	21,121,763	2,613,328	73,108	0
負債・資本合計		5,474,423	4,023,780	115,863,681	579,427	1,552,453	4,184,205	1,657,033	386,506,055	55,626,172	4,096,375	67,763



埼玉県建築審査会告示第四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九十四条第三項の規定により、次のとおり公開による口頭審査を行う。

平成二十年七月十一日

埼玉県建築審査会会長 加村 啓 二

一 日時

平成二十年七月二十四日(木)

午後三時三〇分から午後四時三〇分まで

二 場所

さいたま市浦和区高砂三十二丁目二十四

埼玉教育会館 二階二〇一会議室

三 件名

埼玉県建築審査会平成二十年(不)第一号事件

正 誤

埼玉県告示第八百七十六号(平成二十年六月二十七日第九百九十一号)中訂

株式会社セキ薬品

ページ 表中 行

八 開設者名 前から十八

埼玉県告示第八百七十九号(平成二十年六月二十七日第九百九十一号)中訂

株式会社セキ薬品

株式会社セキ薬局

ページ 表中 行

十一 指定年月日 前から十

平成二十年四月十六日

平成二十年四月一日

平成二十年四月十六日

平成二十年四月一日

平成二十年四月十六日

平成二十年四月一日

平成二十年四月一日

平成二十年四月一日

平成二十年四月一日

平成二十年四月一日

平成二十年四月一日

平成二十年四月一日

平成二十年三月一日

平成二十年三月一日

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六―二二九〇(代表)